

### 土壌溶出量基準（単位：mg/L）

第一種特定有害物質（12種類） 揮発性有機化合物	
有害物質の種類	基準値
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.002
ベンゼン	0.01
クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	0.002

第二種特定有害物質（9種類） 重金属等	
有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	0.003
シアン化合物	不検出*
鉛及びその化合物	0.01
六価クロム化合物	0.05
砒素及びその化合物	0.01
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005
アルキル水銀化合物	不検出*
セレン及びその化合物	0.01
ほう素及びその化合物	1
ふっ素及びその化合物	0.8

第三種特定有害物質（5種類） 農薬等	
有害物質の種類	基準値
有機 <sup>りん</sup> 化合物	不検出*
ポリ塩化ビフェニル	不検出*
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02

\*不検出：定められた分析方法で検出される下限の値を下回っていることをいいます。

### 土壌含有量基準（単位：mg/kg）

第二種特定有害物質（9種類） 重金属等			
有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	45	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	15
シアン化合物	50（遊離シアン）	セレン及びその化合物	150
鉛及びその化合物	150	ほう素及びその化合物	4000
六価クロム化合物	250	ふっ素及びその化合物	4000
砒素及びその化合物	150		

※令和5年4月1日現在の基準値になります。

令和3年4月1日以降に廃止した場合に適用される基準値になります。

第二溶出量基準（単位：mg/L）

第一種特定有害物質（12種類） 揮発性有機化合物	
有害物質の種類	基準値
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
ベンゼン	0.1
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.02

第二種特定有害物質（9種類） 重金属等	
有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	0.09
シアン化合物	1
鉛及びその化合物	0.3
六価クロム化合物	1.5
砒素 <sup>び</sup> 及びその化合物	0.3
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	不検出*
セレン及びその化合物	0.3
ほう素及びその化合物	30
ふっ素及びその化合物	24

第三種特定有害物質（5種類） 農薬等	
有害物質の種類	基準値
有機 <sup>ひ</sup> 燐化合物	1
ポリ塩化ビフェニル	0.003
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2

\*不検出：定められた分析方法で検出される下限の値を下回っていることをいいます。

※令和5年4月1日現在の基準値になります。

令和3年4月1日以降に廃止した場合に適用される基準値になります。

### 地下水基準（単位：mg/L）

第一種特定有害物質（12種類） 揮発性有機化合物	
有害物質の種類	基準値
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.002
ベンゼン	0.01
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002

第二種特定有害物質（9種類） 重金属等	
有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	0.003
シアン化合物	不検出*
鉛及びその化合物	0.01
六価クロム化合物	0.05
砒素及びその化合物	0.01
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005
アルキル水銀化合物	不検出*
セレン及びその化合物	0.01
ほう素及びその化合物	1
ふっ素及びその化合物	0.8

第三種特定有害物質（5種類） 農薬等	
有害物質の種類	基準値
有機リン化合物	不検出*
ポリ塩化ビフェニル	不検出*
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02

\*不検出：定められた分析方法で検出される下限の値を下回っていることをいいます。

### 第二地下水基準（単位：mg/L）

第一種特定有害物質（12種類） 揮発性有機化合物	
有害物質の種類	基準値
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
ベンゼン	0.1
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.02

第二種特定有害物質（9種類） 重金属等	
有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	不検出*
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10
ふっ素及びその化合物	8

第三種特定有害物質（5種類） 農薬等	
有害物質の種類	基準値
有機リン化合物	1
ポリ塩化ビフェニル	0.003
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2

\*不検出：定められた分析方法で検出される下限の値を下回っていることをいいます。

※令和5年4月1日現在の基準値になります。  
令和3年4月1日以降に廃止した場合に適用される基準値になります。